



# すまいのひろば



コトジラント  
への入口

2025年(令和7年) 7月号

JKK東京

【発行】東京都住宅供給公社 公営住宅管理部 〒150-8322 渋谷区神宮前5-53-67 コスモス青山

## 収入報告書は必ず提出しましょう！

**提出期限は7月7日(月)です。**

6月13日(金)にお送りしました収入報告書は、**来年度**(令和8年4月から令和9年3月まで)の**住宅使用料**を決める重要な書類です。必要書類を添付のうえ、返信用封筒に入れて**7月7日(月)までに提出してください。**

収入報告書の提出がない場合には、近隣の民間賃貸住宅（近傍同種の住宅）の家賃並みの使用料を負担していただくことになります。

お問い合わせ先

6月16日(月)～7月7日(月)の間は次の電話番号でお受けします。  
JKK東京 収入報告専用ダイヤル ☎03-6812-1512  
9時～18時(土日を除く)

### 住宅使用料の一般減免、特別減額を受けている世帯

- 「収入報告書」の提出は必要ありません(用紙はお送りしていません)。

ただし、使用料減免申請が収入報告に代わる手続きとなりますので更新時期に必ず手続きを行ってください。

※手続きを行わない場合、翌年度から近隣の民間賃貸住宅（近傍同種の住宅）の家賃並みの使用料となります。

ご注意ください



収入報告書に関する記事は、次ページに続きます。➡

も  
く  
じ

- 収入報告書は必ず提出しましょう！……………12
- 認知症等である入居者の収入報告義務の緩和について……………2
- 生活ルールを守りましょう……………3
- エレベーター正しく使って安全に……………4
- 大雨・台風への備えについて……………4
- 東京都環境局からのお知らせ……………5
- 都営住宅等での転貸（民泊等）及び用途外使用は禁止されています……………5
- 物価高騰下の暑さ対策の一環として、水道の基本料金を無償にします……………6
- 8のアクションで、熱中症から命を守ろう！……………6

**7月分の住宅使用料等の納期限(口座振替引落日)は、7月31日(木)です。**

口座振替ご利用の方は、事前に残高の確認をお願いします。

## ◇収入報告書の用紙をお送りした世帯

都営住宅又は福祉住宅に令和7年5月16日以前に入居した世帯にお送りしています。

## ◇収入報告書に必ず添付する書類

※詳細は、収入報告書に同封されている「収入報告書提出のしおり」等をご覧ください。

### ●すべての方（生活保護又は支援給付〔※〕を受けている方を除く）

令和7年度住民税課税（非課税）証明書の原本（世帯全員分）

ただし、名義人又は同居者に扶養されていることが課税証明書で確認できる方は必要ありません。

### ●生活保護又は支援給付〔※〕を受けている方

受給者全員の氏名が記載された生活保護受給証明書又は支援給付受給証明書

（受給者以外の方がいる場合は、その方の令和7年度住民税課税（非課税）証明書も必要です。）

※支援給付とは、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に基づく給付のことです。

## 収入報告書の提出期限は7月7日(月)です。

※みなさんがご提出された「収入報告書」は順次開封作業を行っており、お問い合わせについては確認にお時間をいただきます。なお、ご提出された収入報告書の必要書類に不足などがあった場合は、個別にご連絡いたします。

提出期限までにご提出をお願いします！



## 認知症等である入居者の収入報告義務の緩和について

名義人が認知症などの理由で収入報告書を提出できない場合、東京都が定める一定の条件にあてはまる世帯について、事前の申立てに基づき収入報告義務を緩和できる制度があります。その場合、東京都が調査した収入の状況に応じて使用料を決定します。

この制度の利用には、申出書と次の書類を提出する必要がありますので、ご希望の場合は下記へお問い合わせください。

| 収入報告が困難な事由 | 添付書類                 |
|------------|----------------------|
| 認知症である     | 認知症であることが記載されている診断書※ |
| 精神障害者である   | 精神障害者保健福祉手帳の写し（等級不問） |
| 知的障害者である   | 愛の手帳（療育手帳）の写し（等級不問）  |

※アルツハイマー病やレビー小体病等が原因となって認知機能が低下していることが明記されている診断書

ただし、親族等にご協力いただき、収入報告書の提出が可能な場合は、引き続き提出をお願いします。

### ■収入報告義務の緩和についてのお問い合わせ先

JKK東京 都営収納課 収入調査係 ☎03-3409-2261 (代)

## パン田先生とSDGsを学ぼう～17のGoals～



問題▶生物多様性が失われるとどんなことが起きるかな？考えてみよう！  
→答えは4ページ

2



### 15 陸の豊かさを守ろう

私たちの暮らしは山や川、海、そして森と、そこで生きるたくさんの生き物に支えられています。しかし、地球温暖化や森林伐採などによって、生き物たちのすみかが脅かされています。自然や生物多様性を守って、陸の豊かさを持続させましょう。

# 生活ルールを守りましょう

都営住宅等は共同住宅であり、日常生活の様々なことについて約束事や取り決めがあります。それらを守っていただくことが、団地にお住まいのみなさん一人ひとりの快適な生活につながります。

## ◎ 犬、猫、鳥等の飼育は、固くお断りしています

入居時に配付している「住まいのしおり」にも記載しているとおり、他の入居者に迷惑となるので、犬、猫、鳥等の動物の飼育や敷地内での餌やりは固くお断りしています。

鳴き声、抜け毛、フン尿等で、近隣の方とのトラブルや、環境衛生悪化の原因となることも多いためです。

お断りしている犬、猫、鳥等の飼育を行っている場合は、新たな飼い主を探すなど、対策を講じてください。



## ◎ 菜園(花壇)耕作は禁止しています

都営住宅等はみなさんの居住の場であるとともに、都民共有の財産です。そのため、団地の広場や庭などを、個人や自治会が勝手に使用することはできません。

禁止している菜園(花壇などを含む)耕作をしている場合は、速やかに中止し、原状に戻してください。

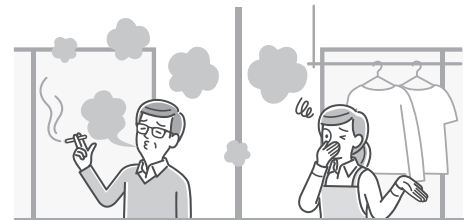
## ◎ ごみは所定の場所に決められた日に出すようにしましょう

ごみは、ごみ置場又は所定の場所に決められた日に出すようにして、収集日以外に出すことは絶対に行わないでください。収集日、収集方法等詳しいことは、所轄の清掃事務所等の指示に従ってください。

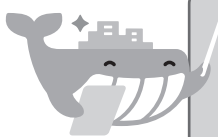
## ◎ 共用廊下・階段・バルコニーでの喫煙は、近隣に配慮し、火の取扱いに注意しましょう

東京都受動喫煙防止条例で、都民は他人に受動喫煙を生じさせることがないように努めなければならないと規定されています。

共用廊下・階段・バルコニーでの喫煙は、臭いや煙が広がって近隣の方の迷惑や受動喫煙にもつながりますので、近隣の方への配慮をしてください。



また、タバコの火の不始末による火災が多く発生しています。タバコの火が洗濯物やふとんなどに燃え移ると大変危険ですので、吸殻の処分にも十分注意しましょう。



生活のルールは、入居時にお渡しした「住まいのしおり」に詳しく記載しています。JKK東京ホームページでもご覧いただけます。

JKK東京>都営住宅等にお住まいの皆さまへ>  
「住まいのしおり」 Living in Public Housing



## \* 共益費の支払いは、みなさんの義務です \*

エレベーターの保守管理費など、東京都が住宅使用料とともに徴収する共益費以外にも、廊下灯やエレベーターの電気料などはみなさんで負担する経費であり、自治会等が共益費として徴収しています。

自治会等が徴収する共益費は、入居しているすべての方に支払い義務があります。自治会に未加入の方、生活保護を受けている方も負担しなければなりません。

※自治会等からの申込みを受けて、共用部分の管理のうち一部を東京都が実施している団地においては、その費用を住宅使用料と一緒に共益費として東京都が徴収します。

# エレベーター正しく使って安全に

## ～エレベーター設置団地にお住まいのみなさんへ～

利用の際は次のことを守ってください。

(閉じ込め、挟まれなどの事故、故障の原因になります)

- 扉に物を挟んだり、ぶついたりしないでください。  
※細いひも状のものを扉に挟んでしまった場合、無理に引き抜こうとすると、思わぬケガをする危険性があります。
- 扉が開ききってから、乗り降りしてください。動作中の扉にぶつかる  
と挟まれ事故や、故障の原因となります。
- ※ベビーカーや台車等を利用される際は特にご注意ください。
- 扉の敷居溝にゴミなどを落とさないよう注意してください。
- お子さまのご利用にあたっては、保護者の方のご配慮をお願いします。



正しく安全に  
利用しましょう。

### 台風・集中豪雨について

- エレベーターに雨水がかかると故障の原因となります。  
雨天時は、エレベーターホールの窓を閉める等、ご協力をお願いします。

### 防犯カメラについて

- エレベーター内には、防犯カメラが設置されており、警察の要請により映像を開示することがあります。

# 大雨・台風への備えについて

大雨・台風の災害時には、お客さまセンターの電話が大変混み合います。下記の内容を参考に、ご自身でできる一次対応をお願いします。

### ●強風への備え（ガラス破損被害防止）

- ・風に飛ばされる危険のあるものは室内に入れましょう。
- ・サッシを施錠し、カーテンを閉めておきましょう。
- ・窓ガラスに飛散防止フィルムを貼ったり、養生テープを×印のようにクロスして貼るのも効果的です。くもりガラスは外側からテープを貼り、必要がなくなったら、早めにはがしましょう。



### ●居室内の浸水対策

- ・バルコニー排水溝はきれいに清掃しておきましょう。
- ・サッシや玄関扉から雨水が吹き込んだ場合、下枠に雑巾やタオル等で壁を作り、水をせきとめてください。また、こまめに水分をふきとりましょう。
- ・窓周辺の家財や家電は被害を受けない場所に移動させ、コンセントは漏電・ショート・感電防止のために抜いておきましょう。

### ■JKK東京ホームページ 災害等への備え

<https://www.to-kousya.or.jp/nyukyosha/saigai/taifu.html>



答え

食料や資源の減少、  
生態系バランスの崩れ…など

# 東京都環境局からのお知らせ

## HTT ④へらす・①つくる・①ためる を進めよう！

東京都では、電力の「HTT」(④へらす・①つくる・①ためる)をキーワードに脱炭素社会の実現とエネルギーの安定確保に向けた取組を推進しております。

特に、冷房の使用などで電力消費量が多くなりやすい夏は電力の削減<④>がポイント！

家族みんなで暮らしを見直し、工夫することで地球にも家計にもやさしい省エネに取り組みましょう！

HTT  
電力を  
へらす  
つくる  
ためる  
Tokyo Tokyo



### 電力を④へらす～ 少しの工夫で大きな成果 わが家の省エネ始めましょう！

#### ①エアコンのフィルターをこまめに掃除 1,100円節約

月2回を目安にフィルターを掃除しましょう。目詰まりすると吸い込む空気の量が減り、冷やす力が弱くなります。

#### ②テレビ画面は明るすぎないように設定 600円節約

省エネモードに設定して、画面の輝度を下げましょう。明るさ調節する前に、画面の掃除をすることも効果的。

#### ③省エネ性能が高い家電等へ買替え

家電製品の省エネ性能は年々進化しており、買替えにより大きな省エネが図れます。省エネ性能の高いエアコン、冷蔵庫等の対象製品に買い替える際、その場で値引きが受けられる東京ゼロエミポイントをご利用ください。



■の値は一般の家庭における年間の節約金額(目安)です

その他のHTT(④へらす ①つくる ①ためる)の取組は東京都環境局のホームページに掲載しています。

[https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/tokyo\\_coolhome\\_coolbiz/index.html](https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/tokyo_coolhome_coolbiz/index.html)



#### ■節電・省エネの取組についてのお問い合わせ先

東京都環境局 家庭エネルギー対策課 ☎ 03-5388-3533

#### ■東京ゼロエミポイントについてのお問い合わせ先

東京ゼロエミポイントコールセンター ☎ 0120-083-255(フリーダイヤル)

受付時間：9時～17時(年末年始を除く) ☎ 03-6834-2621



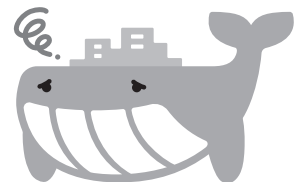
## 都営住宅等での転貸(民泊等)及び用途外使用は禁止されています

都営住宅及び東京都施行型都民住宅は、宿泊施設として貸し出すことはできません。

入居時の使用許可条件においても、都営住宅等を転貸したり、居住の用途以外に使用すること(※)を禁止しており、こうした事実が判明した場合には、使用許可を取り消し、住宅の明渡しを求めることがあります。

お住まいのみなさんは、住宅を適正に使用していただきますようお願いいたします。

※東京都の許可を得て、住宅の一部を、あんま、はり、きゅうなど、住宅にお住まいの方の福祉を目的とした仕事に使える場合があります。



民泊禁止を含めた住まい方の留意点については、入居時にお渡しした「住まいのしおり」に詳しく記載しています。JKK東京ホームページでもご覧いただけます。

JKK 東京>都営住宅等にお住まいの皆さまへ>「住まいのしおり」Living in Public Housing



## 物価高騰下の暑さ対策の一環として、水道の基本料金を無償にします

■今年度の夏場4か月(6～7月分と8～9月分、又は7～8月分と9～10月分)

・従量料金・下水道料金は対象外です。

■東京都水道局と小口径(13、20、25mm)の給水契約の方

・4か月分で、3,784円～6,424円(税込)が無償になります。申込不要です。

詳しくはこちらから



【お問い合わせ】水道局お客さまセンター



0570-091-100

ナビダイヤルをご利用できない方は、以下にご連絡ください。

☎03-5326-1101(区部)、又は☎042-548-5110(多摩地区26市町)

## 8のアクションで、熱中症から命を守ろう！今年の夏も 沸とう京

### ① こまめな水分補給

のどが渇く前に水を飲むことを心がけましょう。(1時間に1回、コップ半分程度)

### ② 迷わずエアコン利用

気温や湿度の高い日は、無理な節電はせず、迷わずエアコンを使いましょう。

### ③ 涼しい服装の工夫

風通しが良く、速乾性に優れた服を選び、ネッククーラーなども活用しましょう。

### ④ 帽子・日傘の活用

直射日光を防ぐことで、頭部の温度が5～10℃上がるのを抑えられると言われています。

### ⑤ クーリングシeltersの利用

外出時はこまめにクーリングシeltersなど涼しい場所で休憩しましょう。

### ⑥ 周りの人への声掛け

家族・友人、職場などで声をかけあい、熱中症対策を意識しましょう。

### ⑦ 暑さ指数(WBGT)の確認

気温だけでなく、湿度や日差しも考慮した「暑さ指数」の確認が、熱中症対策に有効です。

### ⑧ 規則正しい生活

一日3食バランスの良い食事と十分な睡眠で、熱中症になりにくい体を作りましょう。

## JKK東京 お客さまセンター

月曜日及び休日の翌日は、電話が混みあい、つながりにくい場合があります。

お急ぎでない方は、別の日にご利用ください。

**受付時間** 9時～18時(土日・祝日・年末年始を除く)

### ① 各種お手続き 使用料のお支払い 住まい方のご相談

都営住宅等の  
「オンライン  
申請一覧」は  
こちら



0570-03-0071



☎03-6279-2652



### ② 修繕のお申込み・ご相談

漏水等の緊急修繕、事故や火災、断水、  
居住者の安否に関わる緊急のご連絡は  
24時間365日対応



0570-03-0072



☎03-6279-2653



・ナビダイヤルは、各携帯電話事業者が提供する無料通話や通話料定額プランの対象外です。

また、使用している回線・端末によって通話料が異なります。

料金ガイダンス又はナビダイヤルのホームページをご確認ください。

※ナビダイヤルに発信後、冒頭に流れる料金ガイダンス中については、通話料は発生しません。

・「名義人番号」をお伝えいただくと、お問い合わせに要する時間が短縮されます。

お手続き等に  
関する「よくある  
ご質問」はこちら



東京都住宅政策本部ホームページ

東京都住宅政策本部

🔍 検索



JKK東京ホームページ「都営住宅等にお住まいの皆さまへ」

都営住宅 お住まいの皆さま

🔍 検索



「すまいのひろば」外国語版はこちら  
Foreign-language versions



古紙パルプ配合率70%再生紙を  
使用しています。

「すまいのひろば」は再生紙を使用しています。

SAVE THE GREEN EARTH!